

制度改正により、下記の通り変更となります。(令和8年4月1日現在)

所得段階別介護保険料 29頁

所得段階	令和6年度	令和8年度
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が※ <u>80万円以下</u> の方	世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円以下 の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が※ <u>80万円超 120万円以下</u> の方	世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円超 120万円以下の方
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が※ <u>80万円以下</u> の方	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円以下 の方
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が※ <u>80万円超</u> の方	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円超 の方

※令和7年度の基準額は80.9万円です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) 26頁

利用者負担段階	所得の状況(令和7年7月31日まで)	所得の状況(令和7年8月1日から)
2	前年の合計所得金額+年金収入額が <u>80万円以下</u> の方	前年の合計所得金額+年金収入額が 80.9万円以下 の方
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が <u>80万円超 120万円以下</u> の方	前年の合計所得金額+年金収入額が 80.9万円超 120万円以下の方

自己負担の限度額(月額) 27頁

区分(令和7年7月31日まで)	区分(令和7年8月1日から)
世帯全員が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が <u>80万円以下</u> の方等	・前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80.9万円以下 の方等

介護事業所等の記載変更・追加により、下記の通りとなります。(令和8年4月1日現在)

	変更前	変更後
55頁	<p>「訪問入浴介護」 アサヒクリーン在宅介護センター中津川 電話番号：<u>0573-66-8297</u></p>	<p>「訪問入浴介護」 アスケア訪問入浴 中津川 電話番号：<u>050-3317-1651</u></p>
55頁		<p>「訪問入浴介護」(追加) アスケア訪問入浴 伊那 〒399-4511 長野県上伊那郡南箕輪村 8987 番地 1 漆戸テナント 1 階 1 号室 電話番号：050-3827-1955 FAX 番号：0265-98-8354</p>
55頁	<p>「訪問リハビリテーション」 訪問看護ステーションほほえみ 〒509-9293 <u>岐阜県中津川市坂下 714 番地 3</u></p>	<p>「訪問リハビリテーション」 訪問看護ステーションほほえみ 〒509-9232 <u>岐阜県中津川市坂下 722 番地 1</u></p>
55頁	<p>「訪問看護」 訪問看護ステーションほほえみ 〒509-9293 <u>岐阜県中津川市坂下 714 番地 3</u></p>	<p>「訪問看護」 訪問看護ステーションほほえみ 〒509-9232 <u>岐阜県中津川市坂下 722 番地 1</u></p>
57頁	<p>「福祉用具貸与」 サクラケア伊那店 〒399-4511 <u>長野県上伊那郡南箕輪村 8283-2</u></p>	<p>「福祉用具貸与」 サクラケア伊那店 〒396-0023 <u>長野県伊那市山寺 2850-7</u></p>
冊子 裏面	<p>「介護保険 総合相談窓口」 木曾広域連合 介護保険係 E-mail：<u>kaigo@kisoji.com</u></p>	<p>「介護保険 総合相談窓口」 木曾広域連合 介護保険係 E-mail：<u>kaigo@union.kiso.lg.jp</u></p>